

デジタル広告を活用した県政情報発信業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本県では、県民等に県政情報を届けられるよう、広報誌をはじめ、新聞、テレビ、ラジオ等の各媒体で広報を実施しているが、各広報媒体に対する認知度は、若年層を中心に低下しており、情報が十分に届いていないといった課題がある。

このため、年代などで対象を絞り、文字や画像よりも訴求力の高い動画などでの情報発信が可能といった特性を持つデジタル広告を活用し、若年層を含め、より幅広く県政の情報を発信し、行動変容に繋げていくため、事業者からプロポーザル（企画提案）を受け、業務遂行能力等を総合的に審査し、最も適格な事業者を選定する。

2 委託業務の概要

(1) 業務名称

デジタル広告を活用した県政情報発信業務

(2) 業務内容

「デジタル広告を活用した県政情報発信業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 委託費用

10,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）以内

※うち7,500千円を広告配信料に充てること。

3 スケジュール（予定）

(1) 公募開始	令和6年6月28日（金）
(2) 参加申込書提出期限	令和6年7月5日（金）午後5時まで
(3) 質問票提出期限	令和6年7月12日（金）午後5時まで
(4) 企画提案書等提出期限	令和6年7月22日（月）午後5時まで
(5) 企画提案書の審査	令和6年7月下旬
(6) 選定結果通知・公表、契約の締結	令和6年8月上旬

4 プロポーザル参加資格

(1) 単独企業による参加

参加者は、以下の条件をすべて満たしていること。

- ① 石川県内に本社、支社または営業所を有する法人であること。
- ② 石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第111条第2項の規定による資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている者又は契約締結の日までに資格者名簿に登録される者であること。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ④ 石川県から競争入札の指名停止または見積合わせへの参加排除を受けて、参加申込書及び企画提案書受付期間において、指名停止または参加排除期間中にある者でないこと。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく民事再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

い者であること。

ただし、会社更生法に基づく更正手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていないものとみなす。

⑥ 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下、同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑦ 石川県の納税義務を有する者にあつては、当該県税全般について、未納がない者であること。

(2) 共同企業体による参加

参加者は、以下の条件をすべて満たしていること。

① 構成員のいずれかが上記(1)の①および②の条件を満たすこと。

② すべての構成員が上記(1)の③から⑦の全ての条件を満たすこと。

③ 各構成員が、本プロポーザルに関して他の共同企業体の構成員となっていないこと。

5 参加申込書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、次のとおり参加申込書を提出すること。

(1) 提出期限

令和6年7月5日（金）午後5時必着

(2) 提出書類

① プロポーザル参加申込書【様式1】

② 事業者概要書【様式2】

※パンフレット、役員名簿等も合わせて提出すること。

※共同企業体の場合は、全ての構成員分を提出すること。

③ 共同企業体協定書（写）

※共同企業体を結成して参加する場合に提出すること。

④ 石川県が発行する納税証明書（写）

※石川県の県税の納税義務を有する者のみ提出すること。

(3) 提出方法

電子メールにより提出し、送付後に必ず電話で受信確認を行うこと。

件名は「デジタル広告を活用した県政情報発信業務委託公募型プロポーザル参加申込」とすること。

(4) 提出先

石川県知事室戦略広報課広報グループ 宛

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

TEL: (076)225-1239 / Mail: e130500b@pref.ishikawa.lg.jp

(5) 参加資格の審査

① 参加希望者は、上記(2)の提出書類を提出し、参加資格があることの審査を受け

なければならない。

- ② 審査の結果は【別紙1】により通知する。

なお、参加資格を満たしていると判断された者については、企画提案書等の提出を要請する。

- ③ 審査の結果については異議の申し立てをすることができない。ただし、前記②の通知を受けた者のうち、参加資格がないと判断した者については、その判断理由を付すものとする。

- (6) 参加の辞退

参加申込書【様式1】を提出したにもかかわらず、事情等により参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届【様式4】を提出すること。

6 質問の受付及び回答

実施要領及び仕様書に関する質問がある場合は、次により提出すること。

- (1) 提出期限

令和6年7月12日（金）午後5時必着

- (2) 提出方法

質問票【様式3】を電子メールにより提出し、必ず電話で着信確認を行うこと。

件名は「デジタル広告を活用した県政情報発信業務委託に関する質問」とすること。

- (3) 提出先

上記5(4)に同じ。

- (4) 質問の回答

電子メール

なお、実施要領及び仕様書等の補足事項として、周知の必要があると認められる場合は、質問者名を公表しない形で、プロポーザル参加申込書提出者に周知する。

- (5) 留意事項

企画提案書の審査に係る質問、電話での質問は受け付けない。

7 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限

令和6年7月22日（月）午後5時必着

- (2) 提出書類

- ① 企画提案書

別添「デジタル広告を活用した県政情報発信業務委託企画提案書作成要領」に基づき作成すること。

- ② 見積書（様式任意）

※留意事項

・宛先は「石川県知事 馳 浩」とし、一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。

（各項目の単価が判断できる内容とする。）

・見積金額の表示は、税抜き金額、消費税及び地方消費税、合計金額を明記すること。

・見積額が2(4)委託費用を上回った場合は、審査の対象としない。

- (3) 提出方法

上記(2)の提出書類について、次の①、②のとおり、提出すること。

- ① 郵送又は持参

- ・企画提案書 正本1部、副本7部
- ・見積書 1部

※郵送の場合は担当者に事前に電話連絡の上、記録が残る方法により提出期限までに必着させること。なお、封筒に「デジタル広告を活用した県政情報発信業務委託関係書類在中」と朱書きすること。

※持参する場合の受付時間は、土・日曜日及び祝日を除く、平日の午前9時から午後5時までとする。

② 電子メール

- ・企画提案書
- ・見積書

※企画提案書は正本及び副本のデータを電子データで送付すること。

※データ量が10MBを超える場合は送信前に提出先に電話連絡すること。

(4) 提出先

上記5(4)に同じ。

なお、電子データ提出の際は、メールの件名を「【企画提案書提出】デジタル広告を活用した県政情報発信業務委託公募型プロポーザル」とすること。

(5) 留意事項

- ・提出できる企画提案書は1案とする。
- ・提出期限までに提出しない者は辞退したものとみなす。
- ・一度提出した企画提案書等はこれを書き換え、引き換え又は撤回することはできない。
- ・企画提案書の記載が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。
- ・提出された企画提案書は、審査に必要な範囲において複製する。

8 審査・選定

- (1) 本業務の企画提案にかかるプレゼンテーションは実施しない。
- (2) 各提案者から提出された企画提案書を審査員が審査・採点を行い、最も評価の高い提案者を契約の相手方として選定する。
- (3) 提案者が1者の場合、提案者の合計点が満点（100点×評価する審査委員数）の6割に達したときは、契約の相手方として選定する。
- (4) 石川県及び審査員は必要に応じて、提案者から追加の書類提出や聞き取り等による内容確認を行うことができる。
- (5) 審査は非公開で行う。
- (6) 失格

次のいずれかに該当した場合は、失格となることがある。

- ・審査委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- ・他の参加者と企画提案書の内容等について相談を行うこと
- ・実施要領に適合しない書類を作成すること
- ・提出書類に虚偽の記載を行うこと
- ・その他選考結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

9 選定結果の通知

選定結果は、企画提案書を提出した者に対して、別紙2又は3により参加者に通知するとともに、業務委託先候補者を石川県ホームページに掲載する。

なお、審査内容及び採点、選定結果に係る質問や異議は一切認めない。

10 契約の締結

- (1) 石川県は、上記8により最も評価の高い提案を行った者であるとした者と本件業務委託について、別途あらためて内容を協議した上で契約を締結する。
ただし、その者が、地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合等において、契約の締結を行わないことがある。
なお、採択された事業計画・事業提案は、石川県と候補者の協議により修正・変更を行う場合がある。
- (2) 上記8により最優秀提案者として選定された者が、正当な理由なく契約しないとき又は協議が整わなかったときは、審査において順位付けされた上位の者から順に、契約に関する協議を行ったうえで契約を締結することができる。
- (3) 契約時期は、令和6年8月上旬以降を予定している。

11 契約の解除

契約締結後であっても、次に該当する場合は契約を解除することを妨げないものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の申請が明らかになった場合
- (2) 受託者に重大な瑕疵がある場合
- (3) 業務遂行の意思が認められない場合
- (4) 業務遂行能力が無いと認められた場合

12 著作権等

- (1) 本業務の成果品に係る著作権（作成の過程で作られた素材等の著作権も含む）及びその権利は、すべて委託者に帰属するものとする。
ただし、受託者と委託者の協議の上、欠かすことができないと認めた構成素材のうち、当該著作権を委託者に帰属させることが困難なものについてはこの限りでない。
- (2) 受託者は、委託者に著作権を譲渡し、または委託者に著作権法に基づく利用を許諾した成果品に関し、著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果品及び構成要素に含まれる第三者の著作権、商標権、その他の権利についての交渉・処理は受託者が調査・処理を行うものとし、当該費用も見積額及び契約額に含めること。
- (4) 採用された企画提案について、第三者の著作権、商標権等に関する問題が生じた場合、全て参加者の責任とする。

14 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。

ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、委託者と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。この場合、事前に石川県に対して書面にて再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、再委託の概算金額、その他委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。

15 その他の留意事項

- (1) 企画提案書等の作成及び提出等に要した経費は提出者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。また、提出した企画提案書を石川県に無断で他に使用することはできない。
- (3) 提出された企画提案書は、審査以外を目的として提案者に無断で使用しない。

(4) 選定結果として企画提案書等を提出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合がある。

県民等から情報公開の請求に応じて、企画提案書等の情報開示を行う場合がある。

(5) 募集及び契約については、石川県の都合により中止することがある。

(6) 本プロポーザルの参加により、石川県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。

(7) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、石川県の指示に従うこと。

(8) 書類の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本標準時及び計量法（平成4年法律第51条）に定める単位に限る。

(9) 委託期間中に、委託業務の中間報告を求めた時は、速やかに報告すること。

(10) 実施要領に定めのない事項については、地方自治法、同法施行令、地方公営企業法、同法施行令及びその関係法令並びに石川県個人情報保護条例、石川県財務規則及びその他の石川県が制定する関係条例・規則等に従うものとする。